

コンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 Soil（以下「当法人」という。）のコンプライアンス推進に関し必要な事項を定めることにより、当法人の役職員等が法令、定款及び内部規程（以下「法令等」という。）を遵守し、高い倫理性を保持して業務を遂行する体制の確立を目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の全ての事業活動に適用する。

2 この規程は、当法人の役員及び職員（臨時雇用者、契約社員及び派遣従業員を含む。以下「役職員」という。）並びに代表理事が指定する当法人の事業活動の関係者（以下「役職員等」という。）に対して適用する。

(定義)

第3条 この規程において「コンプライアンス」とは、当法人の活動が法令等及び社会一般の規範を遵守していることをいう。

(基本方針)

第4条 役職員等は、別途定める倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の遂行に際してはすべての人の基本的人権を尊重し、コンプライアンスを最優先する。

2 代表理事は、前項の目的を達成するため、コンプライアンス推進に必要な体制の整備及び役職員等への研修の実施を含む、その維持及び向上に努めるものとする。

第2章 役職員等の義務

(禁止行為)

第5条 役職員等は、職務の遂行に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 他の役職員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の役職員等が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
- (4) 外部の個人又は法人・団体からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うこと又はこれに応じること
- (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為
- (6) 人種等による差別及びセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメント行為
- (7) 個人若しくは団体の名誉を毀損し、又はプライバシー等を侵害する行為
- (8) 賄賂の收受
- (9) 業務上知り得た情報の第三者への漏洩
- (10) 公私を混同し、職務又はその地位を利用して不正に自己又は他人の利益を図る行為
- (11) 助成、出資その他の資金拠出を行うか否かを判断するに当たり、理事、監事、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為
- (12) 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為
- (13) 内部通報者その他コンプライアンスに関する相談又は通報を行った者に対する不利益な取扱い

- 2 役職員等は、前項各号に掲げる行為又はそのおそれがある行為を知った場合は、別に定める内部通報規程に従い、速やかに通報又は相談をしなければならない。
- 3 前各項に掲げる行為を行った役職員等に対しては、就業規則等に基づき厳格な処分を課すものとする。

第3章 推進体制

(推進体制)

第6条 当法人は、コンプライアンス上の問題の適切な管理及び処理のため、次の各号に定める組織を置く。

- (1) コンプライアンス委員会
- (2) コンプライアンス担当部門

2 当法人のコンプライアンス推進における最高責任者は、代表理事とする。

(コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)は、委員3名以上で構成する。

2 委員長は、代表理事が指名する理事(以下「コンプライアンス担当理事」という。)をもって充てる。

3 委員長以外の委員は、代表理事が次の各号に該当する者の中から選定し、遅滞なく理事会の承認を得て委嘱する。

- (1) コンプライアンス担当理事以外の理事又は職員
- (2) 利益相反防止及び法人のコンプライアンス推進等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる外部有識者

4 委員には、前項第2号の外部有識者を1名以上含むものとする。

5 前項の外部有識者は、当法人の助成対象団体等、事業上の直接の利害関係を有する団体の理事、評議員及び職員ではない者でなければならない。

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員会は、当法人のコンプライアンス全般に関わる事項を所管し、代表理事の諮問を受けて次の事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) コンプライアンス推進に必要な施策
- (2) 役職員等のコンプライアンス推進状況のモニタリング
- (3) 役職員等のコンプライアンス研修の計画、管理及び見直し
- (4) コンプライアンス違反又はそのおそれがある行為(以下「コンプライアンス違反行為等」という。)に係る事案の調査、分析・検討及びこれに必要な事項
- (5) その他必要な事項又は代表理事が諮問した事項

8 代表理事は、委員会の答申を受けてコンプライアンス推進に係る重要事項を決定したときは、遅滞なく理事会に報告する。

9 委員長の役割及び権限は次のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施に係る責任者
- (2) コンプライアンス違反行為等の対応に係る責任者
(委員会の招集及び運営)

第8条 委員会は、必要に応じて代表理事が随時招集する。

2 次に掲げる場合には、委員長は代表理事に委員会の開催を求めるものとし、代表理事は委員会を招集するものとする。

- (1) 委員長が必要と認める場合
- (2) 委員又はコンプライアンス担当部門長から委員会の開催の求めがある場合
- (3) 第10条第2項に基づき、委員会の開催が求められた場合

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

5 委員は、電磁的方法により出席することができる。

6 議事は出席した委員の過半数で決する。

7 代表理事が委員会における決議事項を提案した場合において、当該提案について委員（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案について可決の決議があったものとみなす。

8 会議は非公開とし、委員は会議の内容を他に漏らしてはならない。

（コンプライアンス担当部門）

第9条 当法人の事務局をコンプライアンス担当部門とし、事務局長を担当部門長とする。

2 コンプライアンス担当部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、その実効性を高めるための方針及び施策を検討し、実施する。

3 コンプライアンス担当部門は、少なくとも年1回、コンプライアンス推進の状況その他コンプライアンスに関わる事項を委員長及び代表理事に報告するとともに、その他必要に応じて随時報告する。

第4章 報告・調査及び対応

（報告・連絡・相談ルート）

第10条 役職員等は、コンプライアンス違反行為等を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当部門長は、前項の報告又は内部通報によりコンプライアンス違反行為等若しくはそのおそれがある行為（以下「調査対象事象」という。）を知ったときは、速やかに必要な予備調査を行い、委員会による調査・審議が必要と認められるときは、直ちにその事実を委員長に報告するとともに、委員会の開催を求めなければならない。

3 委員長は、前項の求めに応じて代表理事に委員会の開催を求めるものとし、当該招集を受けて開催される委員会は、報告を受けた事実に基づき、更なる調査の方法及び対応方針を検討する。

4 役職員等は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由によりコンプライアンス担当部門を経由することができないときは、直接委員長又は委員会に同項の報告をすることができる。

（調査及び判定）

第11条 委員会は、前条第3項で検討した方法及び方針に基づき、調査対象事象について、必要に応じ公正かつ公平に調査を実施する。

2 委員会は、前項の調査結果を踏まえ、調査対象事象におけるコンプライアンス違反の事実の有無について判定を行い、その結果を理事会に報告する。

3 調査対象事象にコンプライアンス違反の事実がないと判定された場合、委員会は、必要に応じて当該事象に係る関係者の名誉回復等の措置を検討する。

（不正発生時の対応）

第12条 当法人は、コンプライアンス違反行為等が生じたと判定された場合、当該行為を行った役職員等に対し、第5条第3項に基づき厳格な処分を行うとともに、委員会及びコンプライアンス担当部門において原因究明、是正措置及び再発防止策の検討を行う。

2 当法人は、関係者の秘密保持等の要請に配慮しつつ、前項の処分、原因究明及び再発防止策について公表する。

第5章 補則

（教育・研修）

第13条 当法人は、役職員等に対し、コンプライアンスに関する研修を行うものとし、役職員等は倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（細則）

第14条 この規程を実施するために必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和8年6月22日から施行する。